

平成19年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成19年9月12日(水)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	9月12日 午前9時00分宣告(第3日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	猪俣二郎	12番	大原龍彦
	13番	吉田正昭	14番	山田乙三
	15番	伊藤正昇	16番	奥田信宏
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	水野 一郎
	行政改革推進室	室長	飯田 晴雄		
	総務部	部長	坂井 正善	次長兼 総務課長	加藤 恒弘
		企画情報課長	鈴木 智久		
	民生部	部長	石原 敏男	次長兼 高齢介護課長	斎藤 仁
		健康推進課長	西川 和彦		
	産業建設部	部長	河瀬 広幸	次長兼 土木課長	水野 久夫
		次長兼 都市計画課長	佐野 宗夫		
	会計管理室	会計管理者兼 会計管理室長	加賀 松利		
	水道部	次長	大河内幹夫	水道課長	小酒井敏之
	消防本部	消防長	上田 正治	総務課長	浅野 睦
	教育委員会 会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	伊藤 芳樹
		生涯学習課長	川合 保		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事会局	局長	松岡 英雄	書記	志治 正弘
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
8	奥田信宏	①大地震の対策の準備は！……………	118
9	松本正美	①希望の持てる高齢化社会の実現を目指せ……………	131
		②電子自治体の構築について……………	140

○議長 菊地 久君

皆さん、おはようございます。

平成19年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、昨日に引き続き定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございました。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより日程に入りますが、答弁される皆さんは努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

○議長 菊地 久君

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可をいたします。

質問8番 奥田信宏君の「大地震の対策の準備は！」を許可をいたします。

○16番 奥田信宏君

16番 新政会の奥田でございます。議長のお許しをいただきましたので、大地震の対策についてを質問をいたします。

中越沖地震がまだ記憶に新しいところですが、東海、東南海地震はいつ起きても不思議ではないと言われて時間が経過をいたしております。

防災の日もまだ先日のことでありまして、また、きのうの質問の予定でございました9・11は、ニューヨークのテロとともに東海豪雨のあった日でもあります。

そこで、我が蟹江町が本当に安心、安全の町となるように、どんな取り組みをしたらいいのか、確認をしながら、何点かの質問をさせていただきます。

まず、地震が発生をいたしました。家が傾き、家屋の倒壊も心配されます。避難所に避難をしようと思いたします。そこで、私の場合は旧蟹江高校か新蟹江小学校に避難をしようと思いたします。町は避難可能箇所として町内に30カ所を指定されております。私の近隣では新蟹江小学校550人、旧蟹江高校650人、新蟹江北保育所100人、新蟹江児童館50人となっております。

ところが、鍵の管理をお聞きをいたしましたが、大変驚きました。例えば体育館等は学校

施設開放で担当は生涯学習課、鍵の管理者はシルバー人材センターからの募集により近隣の人ではない方が管理、保管をしてみえる方があるようであります。蟹江高校は町の教育委員会、新蟹江小学校は日光川を渡った地域の方などでありました。

そこで、近隣の方以外の方が鍵を保管されているのは他の施設でもあるのではないかと疑問を持ったわけであります。まず、その現状をお教えをください。生涯学習課の担当が悪いというわけではなく、避難所等は防災の担当と相談をし、施設のごく近隣の人に依頼するのが当然のような思いをいたしておりますが、いかがでしょうか。前提は道路も寸断をされ、橋が通行できないのを想定すべきだと思っておりますが、いかがですか。

2点目です。避難所が確保されました。さあそこで避難所まで移動が危ぶまれる要援護者の件であります。

まず、要援護者が近隣に何人あり、だれが安否の確認をするのかが大変重要であります。災害時要援護者の名簿をつくり、だれが責任を持って確認をするかを平常時に決めておくのが大変重要であります。今、町ではグリーンハイツと中瀬台がスタートをしたと聞いておりますが、現状をお聞かせをください。

また、この情報の共有の仕方で人命が助かるか否かの分岐点となります。町内会、地元の民生委員さん、消防署、地元の消防団等と、本人の同意を得ながら共有する必要があると思っておりますが、個人情報とのかかわりをお聞かせをください。近隣では先ほど、6年前になります東海豪雨後清須市がつくったけれども、個人情報保護法とのかかわりから、災害発生後に初めて名簿の開示、閲覧ができるとのことで、保護、避難の着手が大変難しいとの話もお聞きをいたしました。

中越沖地震では、柏崎市北条地区人口3,000人で3分の1が高齢者の地域の例が、地域の力というNHKの番組でこの8月29日に放送されておりました。ここは、町内会長のもとに要援護者担当の役員が決められており、公民館に安否を確認後、報告に行くことになっており、約1時間後には全員の無事が確認されたとの内容でした。いかに名簿をつくり活用するのが大事かを考えさせられました。

そこで、グリーンハイツあるいは中瀬台団地等では下水道も共用ですし、大多数の方が自己所有であり、その地域に住んでいるという意識が高い人の集合だとこの地域は両方とも思われます。要援護者の名簿に記載されるのを拒否された人がなかったかどうかをお教えをください。自分はお世話になりたくないとか、いろんな理由が考えられますが、いかがでしたでしょうか。

もう一つは、今高層のマンションが建設中です。以前に建てられたマンション入居者の高齢化が見られます。そこで、東海、東南海地震等が発生をすれば、災害地域が広く、電気が回復するのに数日間を要すると思われれます。マンションはエレベーターがとまり、貯水槽のモーターもとまります。1日か2日ならば何とかなるかもしれませんが、数日後には階段で

水や食料を手に入れに行かなければなりません。これは高齢者だけではなく大変なことであります。この人たちのことを高層難民と言うのだそうではありますが、その対策も入居者と計画を策定していく必要があると思われませんが、いかがですか。

次に、避難所の中で福祉避難所の設置場所を決めておくのも大変重要であります。毎日点滴等の必要のある人の大まかな人数の把握、ベッドの準備、医療機関との提携等、あれだけ整然と行われた中越沖地震でも4日間スタートにかかったようであります。これも今、準備状況があればお教えをください。

地震等でもう一つ、特別養護老人ホーム、老健施設、グループホーム等の入所者の対応であります。病院は自家発電の装置等を備えてあると思いますが、その他の施設での状況を把握されてみえますか。消防署とは、地震が発生してもすぐに駆けつけられないとの前提で通常時に打ち合わせ、訓練等を密にする必要があると思いますが、いかがですか。

そして、非常時に定員以外に収容能力が何人ほどお願いができそうかも大事なことであり、日ごろの協議もしていただきたいと思えます。

次に、避難所に入りました。何が必要とされているかであります。まず1番目は水です。1日1人最低1リットル、最低3日分が必要だと言われておりますが、町の避難所30カ所、収容可能人員8,200人に対してどの程度の保管がされていますか。

次に、トイレが必要になります。簡易トイレの数及び保管所をお聞かせください。数が少なくてもできる限り保管場所は川等で分断された場合に各箇所に対応した保管が必要だと思えますが、いかがですか。

そして、下水道の通っているところでは、簡易水洗トイレの設置も可能なようであります。この簡易水洗トイレは水が必要でありますので、プールのある各小学校に町の下水道計画に合わせて備えられたらいかがですか。

また、ペットのトイレの砂も利用価値が多いとお聞きをしましたが、これの備蓄も考えられたらと思っておりますが、いかがですか。

そして、トイレトペーパー、手洗い用の消毒薬等についてはいかがですか。

次に、食料であります。避難所には乾パン、そして鍋蓋の町内で訓練に参加者全員に配られ、そして私も食べましたアルファ米等があると思えますが、乳児用の粉ミルク、高齢者のおかゆ等の準備についてもお教え願います。粉ミルクは賞味期限が短いとも聞いておりますが、必要だと思えますが、いかがですか。

また、紙おむつ等については、備蓄のリストには入っておるかどうかもお尋ねをいたします。

また、ここで1つの問題は、蟹江町に住民登録はあるけれども、町内会には個々の理由で加入をしてみえない方の救援物資等の配布、そして、住民票も町になく、居住をしてみえる人の災害情報の掌握、人数の掌握、対処についてどんな考えでみえるのかをお尋ねいたしました。

いと思います。

先ほどのグリーンハイツ、中瀬台にはどんな状況でしたか。町内会では加入してみえない方の取り扱いはどのようなようだったのかをお教えをください。

1つの例として、救援物資が町内会に配布された場合にどうなるのかなと心配をいたしております。当然、町内会としては各班にその班の人数分の配布となると思います。

今、蟹江はマンションが多数建設され、今建築中でもあります。いろんな人に聞かれるのは、どうして町民の人口が伸びないのかと疑問を投げかけられます。1つは、町に居住をしても住民票を移していない人が、特にワンルームマンションを中心に多数あるのではないかと推測をされます。そのような人の把握はどうされますか。

また、町内会に未加入の人も含めて、対応は町が直接する方法も含め検討し、大家さんたちにも周知をしておき、入居時に、例えば町内会に未加入の人は町の役場まで直接災害物資等をとりに行ってほしいとか、ルールを決めておく必要があると思いますが、いかがですか。

次に、復興についてであります。

中越沖地震でもライフラインの中で一番早いのは電気でした。これは地上に電線が見えており、目での確認ができ早いはずですが、そして、次が水道、次がガス、下水が一番時間がかかっております。

そこで、一番重要な水道の整備、復旧についてお尋ねをいたします。水道の管の一番外れるところは継ぎ手だと思われませんが、町は200ミリ以上の管は約30%が耐震継ぎ手だとお聞きをしておりますが、どんな計画で布設をされているのかをお聞きをいたします。

地震を考えるならば、水道基地から日光川西にはこの管とこの管は末端まで耐震及び耐震継ぎ手ですと示し、蟹江川東も一緒に、この布設されているこの管のところに行けば多分水が出るであろう、そんな計画で設置をしてみえるのかどうか。もしそうでなければ計画を立て、その水道管の設置場所を皆に開示をしてほしいと思うのですが、いかがですか。

次に、橋の強度ということであります。今、国道1号線の日光川大橋が地震対策でかけかえということで、本年度から近隣の用地買収等も始まりそうであります。今、南の名四国道でも橋の腐食ということで修繕中であります。

そこで、町内の橋については、県道も含め耐震強度を計測したことがあるのかどうか。もしなければ集落間の移動にぜひとも必要と思われる橋だけでも調査する必要があると思われるし、また、橋と一緒に横断をしている水道管の復旧の優先順位も、これも立てやすくなると思われませんが、いかがですか。この橋を利用する管は安全だと計画できます。

この近隣では、土岐市が集落の孤立を防ぐとして364本の橋のうち60本を定期点検の対象として取り組まれているようであります。水道、消防、土木と協議をし、より安全で復旧の時間を早くできる方法をご提示をいただきたいと思いますが、いかがですか。

そして、中越沖地震の教訓の一つは、同じ液状化現象を起こしやすい蟹江町でも、電線等

の地中化建設促進については、これは慎重なのがいいのかなと思いましたが、下水でも使用し始めたなら、地震で寸断された場合の早期復旧の計画をできるだけ早く、これは一緒に作成し、加入者に説明できるような体制を整えてほしいと思います。

以上で質問を終わります。

○消防長 上田正治君

質問が8問ほどあると思います。多課にまたがっていますので、消防で調節させていただきました結果、私の方でお答えさせていただきます。

1点目の避難所の鍵の保管についての質問であります。まず、近隣の方以外で鍵を保管している施設の状況はというご質問ですが、学校開放の関係で、シルバー会員の方が鍵を持ってみえますが、その現状は、蟹江小学校の体育館、須成の川東の方が1名、藤丸団地の方が1名でございます。舟入小学校の体育館は舟入の方と西之森中瀬台の方がおのおの持ってみえます。須西小学校の体育館は藤丸団地の方、新蟹江小学校の体育館は新千秋の方、学戸小学校の体育館は須成の川東の方と藤丸団地の方がおのおの持ってみえます。

今答えましたように、近隣の方が鍵を持っているとは限りませんが、避難所の鍵は施設の近隣の人に依頼するのが当然ではないでしょうかというご質問でございますが、鍵の管理は防災上の管理と学校開放上の管理とは相違があると考えております。

学校開放の面からはシルバー会員の方も鍵を持っておりますが、通常、体育館等の鍵は学校・教育委員会・消防署が持つことになっています。

近隣の方に鍵をとということではありますが、鍵を渡すということは難しいと考えております。もし、預けるとすれば、学校に一番近い嘱託員さんか、もしくは自主防災組織ということになると思いますが、覚書によって預けることになると思います。鍵を渡すことによって責任を感じられ、その方の日常生活を束縛してしまうのではないかと懸念もあります。

そういう観点から、今現在は近隣の方へ鍵を渡すことについては消極的に考えておりましたが、内部でよく検討し、お願いをできるものであれば近隣の方をお願いしていけるよう働きかけたいと考えております。

2点目の災害時要援護者の対策についてのご質問でございますが、災害時要援護者の支援体制については、昨年の9月議会全員協議会においてご報告させていただきましたとおり、富吉グリーンハイツ町内会と中瀬台町内会をモデル地区とし、災害時要援護者の個別支援体制づくりを進めてきたところであり、それぞれ支援体制が整ったところで、富吉グリーンハイツが本年3月17日に、中瀬台町内会が6月24日にそれぞれ避難訓練を行いました。訓練の内容は、地域支援者の方が要援護者の方のお宅へ出向き、簡易担架や車いすを使った個別支援体制の実践避難訓練であり、必要性を地域の皆さんが再確認されたものであります。

災害時要援護者登録台帳につきましては、モデル地区となった2町内会からいただいております。要援護者本人から同意を得ずに、行政が保有する情報を防災関係部局、民生委員等他

の機関と共有する関係機関共有方式は、個人情報保護の関係がありますのでなかなか難しい面がございますが、両町内会とも自分が該当者と思う人が任意で台帳登録を行う手挙げ方式や、地域の皆さんや役員の方が把握している要援護者対象者に直接台帳を配布し提出していただく同意方式とさきの手挙げ方式を組み合わせつつ、漏れのないよう地域包括支援センターの協力も仰ぎ、地域の皆さんとともに当該町内をくまなく歩き、それこそ相手の目線に立って説明をされ、活動の理解を得られ支援者を募ることができたのも地域の大きな力、地域の財産とっております。

防災としては、民生部とともに、このような活動を残り28町内会に広げていきたいと考えております。

3点目の福祉避難所の取り組みについてのご質問ですが、介護保険に係る施設につきましては、台風などの災害時に、その都度受け入れ可能なか状況をお尋ねし、お願いを行っているのが現状であります。なお、今後は、災害時要援護者に関する受け入れ協定等の話し合いを持つように働きかけてまいります。

4点目の特養、老健施設、グループホーム等の連携についてのご質問でございますが、毎日点滴の必要な人の把握は正確には把握しておりません。

点滴は医療行為であり、必要な人は訪問看護ステーションもしくは医師の訪問診察で行うこととなります。一部の訪問看護ステーションへの問い合わせでは、体内埋め込み式で自己管理している人が1名いるとのこと。在宅での療養者は、慢性疾患の人もしくはターミナルケアの人であり、毎日点滴の必要のある人は基本的に医療依存度の高い人であり、入院している人がほとんどです。

なお、平成13年度愛知県発行の「市町村災害弱者支援体制マニュアル」と、平成16年度に愛知県と愛知県医師会で「災害時の医療援護に関する協定」が交わされていますので、医師会と協力のもとで医療体制を整えていきたいと思っております。

5点目の災害用の備蓄品の種類と量の質問でございますが、備蓄食料につきましては、乾パン1万5,000食、アルファ米2万5,000食、飲料水2リットル入り5,000本を各避難所に振り分けて備蓄しています。基本的には、各家庭でいざという時のために3日間分の非常用食料と飲料水を日ごろから用意していただくよう、広報紙や防災学習会においてお願いしております。

簡易トイレにつきましては、特に設置基準の定めはありませんが、「神戸市地域防災計画の災害トイレ設置基準」を準用し、災害発生直後の初動対応として、250人に1基の割合で設置が必要となっておりますので、当町の避難所収容人員8,200人に対し33基のトイレが必要となりますので、既に33基の簡易トイレは24カ所の避難所に保管しております。

また、今年度からテント式の簡易トイレの整備も進めていますので、順次避難所に保管する予定でおります。

ペットのトイレの砂については、利用用途を調査し検討したいと考えております。

次に、粉ミルク、離乳食品など生活用品の備蓄につきましては、私どもも検討していましたが、町内の大型店舗、商工会等に協力をお願いし、災害時には、それら生活用品等の提供について協定を締結させていただいています。したがって、今のところは町独自の備蓄は考えておりませんが、初動対応に必要なものは順次整備を進めてまいりたいと考えております。

6点目の救援物資の配給についてのご質問ですが、避難所は、避難者を収容するのはもちろんのこと、災害により都市機能が麻痺した地区の町民生活を支援するため、地域における災害対策の拠点として役割を果たすこととなるものであります。

救援物資は、分け隔たりなく配布していただきたいと思っております。また、避難所へは避難していないが被害により自宅で炊事できない方にも配布が必要でございます。広報紙、回覧等で住民登録外の把握は町内会の方でされていると思っておりますので、町内会のルートを使って配布できると思っております。

7点目の災害時の水道の早急な回復についてご質問ですが、現時点におきましては、耐震管については、口径200ミリ以上の基幹配水管の約3割に使用しておりますが、現在耐震計画は立てておりません。しかし、配水管布設替え工事等を行っていく中で、耐震継ぎ手を使用し地震災害に備えた基盤整備を図っております。

また、企業庁の送水管より直接給水できる応急給水支援場所を避難場所——これは蟹江北中学校・学戸小学校・蟹江町図書館・新蟹江小学校——に、4カ所に近いところに、中央道のところに企業庁から承認を得ております。

また、緊急支援連絡管として企業庁の送水管（口径900ミリ）と町の基幹配水管（口径300ミリ）を接続し、大規模地震災害に備えております。

最後の8点目でございますが、橋梁耐力度調査の実施の有無に関する質問でございます。

耐用年数等を踏まえた目視による調査は別として、おのこの橋梁についての詳細な調査は実施しておりませんが、橋の長さ20メートル以上の橋梁——20カ所ございます——については、供用年次や路線の重要度を考慮し、平成16年度の大辻跨線橋の耐震補強工事（落橋防止）を初年度として、平成17年度に新記念橋、平成18年度には大海用橋、記念橋での対策を施しております。今年度も、中瀬橋・水明橋・江向橋の3橋を計画しております。

橋の落橋は、その橋に添えて設置されているライフラインの寸断や集落の孤立等を招くことになり、住民生活に大きな問題を生じさせることとなってまいります。まずは、主たる橋梁20橋での耐震補強工事を施し、住民の安全と日常生活の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番 奥田信宏君

細かい答弁をいただきましたが、もともと私が今回この質問をしようと思いましたが一番のところは、避難をするときに自分が避難所へ、例えば蟹江高校へ行きます。そうすると、蟹江町の教育委員会に鍵があります。そして、橋が落っているとします。そうすると私どもは蟹江高校へ集まったものの体育館も入れん、どこも入れん、そういう状態で果たして避難所の機能が成り立つんだろうかというのが、もともとこの質問をし始めた発端であります。これは、どこがどうという説明だけは、例えばそれこそ担当の生涯学習課、あるいは防災担当の消防へ聞きに行けばわかるわけではありますが、今の状況を各課にまたがる状況にしておいでいいのかどうかという思いが一番の出発点であります。

例えばの話、生涯学習課がシルバー人材センターに鍵の管理を依頼をするときに、地域を限定をして、この地域の方で受けてもらう人がありませんかというふうに募集をして、例えばの話、防災のときには一番初めに鍵をあけるのだけはお願いをしますというのをやっていかないと、それは片方は体育館開放だけで、鍵の管理だけですから知りませんと言われてしまえば、大変これは変な話になりますし、それで、今答弁をお聞きをしておりますも、一遍これ以外に、シルバーの人以外に、例えばこれから近隣に頼めるかどうか一遍検討しますという近い話でありましたが、例えば新蟹江でなしに蟹江小区でも今、藤丸の方という話がありますが、お一人は——どうもお聞きをしたら、そんなふうにお聞きをしたんですが、例えばそれこそ新蟹江でしたら新蟹江小学校、日光川と蟹江川の間で近いところでだれかにお願いをする、地域限定で頼むように、そのかわり防災のときも一番に鍵を持って、何があってもとりあえず一番に避難所の鍵をあけてくれというようなふうにお願いをして、課にまたがる話を1つにしてどっかで一緒にしてほしいと、そんな思いからお聞きをしたわけありますので、これはもう一度答弁をいただきたいと思っておりますし、特にちょっと気になりましたもう一つは町内会の話であります。

ワンルームのマンションを町内会長さんが、何人入ってどうなっているのを知ってみえるわけではないと思います。ということは、町内会に初めて会費をもらうか何かをして、町内のおつき合いがなるわけありますので、それがまるっきりなしに、町内に入ってみえない人を町内会へぶつけるというのは大変これは難しい話だと思います。

特に、ちょっと話の中で私がお聞きをしたかったのは、例えばそれこそグリーンハイツさんなんかは、多分ほとんどの方が町内に加入してみえるかなという思いはあったんですが、しかし、そんな方ばかりではないだろうから、そういう方の場合の、例えばリストのつくり方、要援護者のリストのつくり方等も、これはどうなったのかなというふうにちょっと思ったわけあります。そうすると、例えばの話、そういうところだけ飛んでいったり、それから、蟹江に住民票を持ってきているけれども、ちょっといろんな事情で町内には入りたくない、これも各町内には何人かあるのも知っておりますので、例えばそういう方を町内会が把握をしようというのは、これは非常に変な話であります。

ここら辺はやっぱりちょっと、何もない今の平時にある程度ルールを決めておかないと、例えば私どもはここで伊勢湾台風の、私どもですとか——私のところはおもいまで来まして、2カ月ぐらい、堤防の、私どもの上にありましたお隣の家へ避難をさせてもらっていましたが、そういうときに、例えば救援物資が来ます。これはとり合いになります。当然、それしか食べるものがないわけでありますので、町内会へ例えばそれを適当に分けてくれと、掌握をしない町内会へ持ち込むこと自身を決めていくのは非常におかしな話でありますので、これはやはりどっかでルールを決めて、町内会の会長さんに、おたくの町内会へ入ってみえんけどあの人とあの方は面倒見てくれということで、そういうルールができればいいわけですが、できなければやはりどっかでルールを決めていかないとおかしくなると思います。

特に、ワンルームのマンションなんかは今、ものすごく数があります。急に避難物資、救援物資をとりに来られても、多分隣の人も顔を知りません。そういうときに一体どうやって掌握するのか、これから考えておく必要があると思いますが、いかがですか。

それから、えっと、とりあえず今の2つだけちょっと一遍先にお聞かせください。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

学校の体育館等の鍵についてです。

消防の方が答えていただきましたように、今は生涯学習課の関係で、いわゆる学校開放の関係では各シルバーの方に鍵をお渡ししという格好でやっております。ただ、考え方としては、やっぱり学校開放とこの防災という格好は切り離してちょっと考えていかなければいかんのかなというふうに私はちょっと考えておまして、議員言われるように、確かにシルバーの方で、もし何かのときのことを考えれば、近隣の方に鍵を渡していくというのは、当然それはいいことですので、それはそれでやっていきたいとは思いますが、ただ、学校開放でのシルバーさんに鍵をお願いしているだけです。あらかじめ、もし災害のときに遭ったらそれもお願いしますねというのは、そういうことでシルバーさんが引き受けてくれるかどうか、その辺もちょっと今は心配ですので……、

(発言する声あり)

はい。その辺のところであります。

今回この質問をいただいたときに、私ども実際、震災に遭った神戸の教育委員会にちょっと聞いてみました。どういう格好でやってみえるのかなということで聞いたところ、神戸の教育委員会は、実はあの震災があつてから、各地域に福祉防災コミュニティーという、そういう組織をつくられたということです。そのコミュニティーに基本的には鍵をやはり渡して、近くはやはり体育館の近くの、要は地域に鍵を渡してという、そういう格好の施策をとっているという話でした。

ただ、そのコミュニティー自体もしっかりしたコミュニティーと、そうじゃないところがやっぱりあるもんだから、現実には今のところは、たくさん地域はあるんだけど10の

地域しかちょっと渡すことはできていないんだという、そういう言い方をされていました。

ですから、考え方としては、できるだけ地域の方に鍵を渡していくという、そういう方針には間違いないということですので、教育としても防災、消防の方がそういう考え方であれば協力をして、鍵を近隣の方にお渡ししていくというのは別にいいのかなと、そんな感じでは考えております。

以上です。

○町長 横江淳一君

実は町内会のことにつきまして、ちょっと答弁をさせていただきたいと思います。

全体の流れの中で今、奥田議員が質問されました中で大変重要な問題であります。実はきょう、中日新聞に載っております。羽島の集中豪雨の記事が載っておったと思います。結局これも個人情報保護法の壁に阻まれて、要援護者の把握ができなかったということが実は書いてあるんですね。いや、これは実際どういうことだと言いますと、やはり行政がすべてを把握できなかったのは行政の怠慢なのかどうかということも実は視野に入れながら、やはり地域の方がいかにコミュニティー——コミュニティーという言葉をかかりますと、いわゆるコミュニティーの中でいかに把握しているかというのが問われているわけでありまして。この記事の中では、社会福祉協議会を通じたり、民生委員を通じたりして、今後、要援護者のリストを把握したいと、そして、それを行政がしっかり握って個人情報が漏えいしないような、そんな施策をとりたいと、こんなことが書いてありました。

当蟹江町におきましても、先般、さっき奥田議員がおっしゃいましたように、3月と6月に富吉さんとそれから中瀬台さんで、レスキューストックヤードさんのお力をおかりいたしまして、要援護者の救助を含めた防災訓練が行われたのは事実であります。そのときの状況をまた担当に——今答えますが、答弁漏れが1カ所あったように思うんですが、名簿づくりを許否された人がおるかということも今ご質問されたと思うんで、それは担当に今から答えていただきますけれども、まさにそういうことでありまして、町内会がやっぱり地域のことを皆さんと一緒に把握をするというのがこれから一番大事でありますし、それをお願いするのはまさに行政であります。

それで、例えば30町内会の中で今、伊藤次長が答えましたように、きちっと把握をしてみえるところと、そうでないところという温度差は確かにございます。そして、我々も、私の場合ですと、源氏、才勝、1,550世帯ありまして、その中で本来住民票に登録してある方以上に、実はアルファ米だとか、いろんなものを持っていかれます。それは何ですかと聞きますと、実はワンルームマンションに入っている方、それから住民登録をされていない方、それから町内会に入っていない方もお見えになりますので、これは大家さんを通じて配るんですというような、そんな答えが返ってきている事例も実はございますので、そういうのを、これはやっぱり町が把握するべきであります。

それから、再度、今、奥田議員がおっしゃったように、30町内会の実情をもう一度調査をして、これもきちっとしかるべきに報告させていただきたい。もう既にやってあるのかもわかりません。しかし、住民登録していない方、それからワンルームの方、それから1カ月で、マンスリーで契約してどんどん変わられる方、そういう方がこの地域もたくさんお見えになります。すべて把握しているかという、多分それは把握はしていないのが現状でありますので、そういうことも含めまして、再度把握をさせていただくべく努力をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、今現在、じゃ、あした地震があつたらどうだと言われます。そういうことも含めて危機感を感じて対処させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどの数字につきましては、担当の方でちょっと答えて……お願ひします。

○消防本部総務課長 浅野 睦君

それでは、先ほどの件で富吉のグリーンハイツさん、それから中瀬台さんの災害時要援護者の登録の件でお答えをさせていただきます。

中瀬台さんにつきましては、未登録の方はお聞きはしておりませんが、富吉グリーンハイツさんの件につきましては、未登録の方があつたということはお聞きをしております。富吉グリーンハイツさんでは、災害時要援護者の登録の方は68名でございました。そのうち支援者の方が決まっておりますのは51名でございます。そうしますと、差し引き17名の方は支援者の方が決まっていないということになりまして、その17名の方につきましては、町内会の役員の方、またはその階のフロアの班長さんの方とか、そういった方で支援をしていこうという話し合いのもとに決まつたというふうにお聞きをしております。

それで、先ほど言ひました、68名のうち51名の方の支援が決まっておりますけれども、51名の方の支援する方の人数は76人の方で51名の方を支援をするというようなご報告をいただいております。

それと、中瀬台さんでございませうけれども、要援護者の数が28名の方でございまして、支援者の方は50名でございました。そういったお数字をいただいております。

いずれにいたしましても、これでもひよつとしたら落ちのある数字があるかもしれません。それでも私どもももう一度、管理組合の理事長さん、それから町内会さんともお話をさせていただきまして、落ちのないようにさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○16番 奥田信宏君

答弁をいただきましたが、私も心配をしていますのは、例えばグリーンハイツの場合でも町内会に入つてみえない方が多分何人かあると思ひますが、そのときに、こういうのをやるときに果たして町内会から声がかつたかどうかが一番問題であります。町内会の構成員でないわけでありませうので、町内会が声をかける必要があるかどうかというのがまず問題の

一つになると思いますし、特に今、話が出ておりましたワンルームの——町長さんから答弁をいただきましたワンルームのマンションですとか、いろんなどころですと、今、蟹江で一番心配するのは学戸よりもやっぱり本町の方が心配であります。

学戸はまだ、ワンルームがまだ四、五棟しかできていない気もしますし、マンションの数も少ないわけではありますが、そうすると、あとのところは、それこそ大家さんが例えばの話、広報を持っていくといういろんな話になっていけば、逆にです、大家さんを管理をする中の1人へ入れていかないと、これは町内会だけでは無理なような気がしますので、そういうふうのシステムを町が大家さんたちにやっぱり、ここまではお願いをしますというような、例えば回覧板だけ持って行って、20戸分もらっていきますので、ポストへ入れてきますという話じゃなしに、それじゃこの20戸分については、災害のときにはお願いをしますというような、そういうような働きかけをする必要があるのではないか、そんなふうに思ったわけであります。

そして、前の話に戻りますが、鍵の話ですが、私は鍵の管理が二重になるような気がして、地域とシルバーとを一緒にしてみたらどうだという話を申し上げてみたんですが、これを完全に分離をして、例えばそれこそ地域のコミュニティーの一番近いところへ、鍵の管理がしてもらえらるなら災害時のためには保管をしておいてほしいということになる。これはこれで全然別の話ですので、これは私は一緒にしているつもりじゃないんですが、ただ、同じ募集を生涯学習課でするなら、初めから近い地域の人を限定をして募集をしておいたらどうだというふうに思ったわけであります。

だれが持っているというのは、近所の人ならわかるんなら、早よあけてちよいや、それで済みますので、こういうようなきめ細かいのを両方の、例えば生涯学習課なら生涯学習課が防災の方へ、この人に鍵を持ってもらうというふうに連絡をしておけば1つで済むわけあります。だから、そういうのを一緒に相談しながらやってほしいと思ったわけありますし、特に、食料の備蓄等もお聞きをしたり、いろんなことをお聞きをしたのは、応援協定があるのも知っています。知っているんですが、道路が寸断をされているときにどれだけ実効性があるのかというのも、特に東海、東南海が一緒に来たということになると、ほとんど分断をされて動けないような状態になる可能性がありますので、そういうときのために少しでもみんなが考えられる知恵を一緒にみんな考えていきたいということでもありますので、とりあえず、これからいつ起きてもおかしくないと言われている地震のことではありますが、一番最後に、地震を少しでも少なくして、万が一の場合には復旧をできるだけ早くできる体制を整えて、安心して暮らせる蟹江町に、それこそ行政と住民が一緒になってつくり上げられる、そして取り組む方法をお示しをいただけるように希望いたしまして、質問を終わらせていただきます。まず今言ったこと1つ、2つは答弁ができれば、グリーンハイツの件なんかはちょっとお願いをいたします。

○議長 菊地 久君

今ので……、何か答弁、いいですか。ありますか。答弁どうしてもしていただきたいですね。いいですか。

(「全員の方に声をかけられたかどうかだけを、じゃ教えてください」の声あり)

その辺、どなたか。

(「生涯学習のそこら辺の答弁は一応聞いた方が……」の声あり)

そっちでは無理であろうね。だれか、そちらの方。検討されますか。

(発言する声あり)

じゃ、町内会に入っていない方やなんかの声をかけたりする体制はだれがどのように今後つくられますかということでしょう。

(発言する声あり)

違いますか。

○消防長 上田正治君

全員の把握をされてみえる方かどうかということでございますね。

(「全員に声がかかったかということ、町内会に入っていない人」「これはあのストックヤードの件です」の声あり)

○議長 菊地 久君

暫時休憩します。ちょっと答弁そろえてください。

(午前 9時45分)

○議長 菊地 久君

休憩を閉じまして再開をいたします。

(午前 9時47分)

○議長 菊地 久君

奥田信宏君の最後の質問に対して。

○消防長 上田正治君

グリーンハイツも中瀬台もすべての方に声をかけさせていただいております。

(「ちょっと議長」の声あり)

○町長 横江淳一君

大変ばたばたしまして申しわけございません。先ほど来、答弁をさせていただきましたが、30町内会の皆様方に蟹江町の行政のいろんなことをお願いしているわけでありまして。今回まさに奥田議員が説明されたのは、蟹江町のアキレス腱、これは蟹江町だけじゃなく、これからの日本の自治体のアキレス腱だというふうに思っております。まさに町内会に入っていない人をこれからどうするんだと。例えば広報の問題、それからごみの問題、環境の問題すべてであります。これはいろんなところから直接お話を聞くんですけども、できるだけ町内

会に入ってください、情報が入りませんし、いろんなこともやりたいですからということで町内会長さんが行かれます、班長さんが行かれます、組長さんが説明されるんですが、それでもなおかつ、いや、うちはもう入らんでもいいと、直接町へ行くからいいと、あんたらは、税金払っておるんだから町が何でもやってくれて当たり前だろうと、そういう返事を直接我々のところへ電話をいただいた方もございます。

確かに自分たちの権利を主張するのはいいんですけども、やはり町内会というのはどこまでいっても自治法で縛るわけにはまいりません。相互扶助の仲よしこよしの会でありますので、今後、町内会の嘱託員さんがお集まり賜ったときには、そのことも十分お願いをして協力をいただくように鋭意努力をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひしたいとともに、また、議員の皆様方も地域へ帰られましたら、ぜひとも嘱託員の皆様方にもそのこともお願ひし、リーダーシップをとっていただければありがたいと思いますので、お願ひを申し上げたいと思います。

以上です。

(「すみません、答弁漏れ」の声あり)

○議長 菊地 久君

まだあった、何か。

(「答弁漏れ」の声あり)

何が。

(「情報をね、情報開示、共有の話を、個人情報保護の……。まあいいわ。またにする」の声あり)

まあいいですか、いいそうでございますので。

以上で奥田信宏君の質問を終わります。

質問9番 松本正美君の1問目「希望の持てる高齢化社会の実現を目指せ」を許可をいたします。

○1番 松本正美君

1番 公明党の松本正美でございます。議長より許可を得ましたので、希望の持てる高齢化社会の実現を目指せを質問させていただきます。

我が国の社会保障システムを取り巻く社会環境は大きく変化しております。その最大の要因は人口の高齢化であります。我が国の65歳以上の高齢者人口は、平成17年度には2,539万人と見られ、全人口に占める比率は19.9%に達しております。国立社会保障・人口問題研究所によれば、10年後の平成27年には26%と推計されており、高齢化率は今後も上昇を続け、平成62年には35.7%に達すると見られております。蟹江町老人保健福祉計画によると、平成26年までの高齢者人口予測は、高齢者人口が8,389人、高齢化率が22.0%となっております。

高齢者人口を、前期高齢者と後期高齢者に分けて見ると、平成26年前期高齢者は4,838人、

後期高齢者は3,551人と予測されておりますが、もう既に平成18年3月31日現在の蟹江町の後期高齢者人口は2,486人に達し、今後、後期高齢者が増加、医療や介護への比重が高まることも予想されます。

このように急速に超高齢社会に突き進む状況は、医療制度や介護保険制度などの維持、存続さえ危ぶまれるほど重要な局面に差しかかっているのではないだろうか。これらの制度における保険者である本町においても、今後の財政需要の増大はまさに憂慮すべきものであります。

介護などにかからない元気なお年寄りをつくること、このことに私どもはあらゆる力と知恵を結集しなければなりません。いつまでも健やかで充実した生活を送ることはすべての町民の願いであっても、自分の健康は自分でつくることは難しく、個人の自制自律には限界があります。蟹江町においても、社会全体で健康づくりを支援していく仕組みが必要であると考えます。

現在、体育指導委員や地区スポーツ推進員を中心に、スポーツの各地域への普及が推進されております。横江町長は、健康づくりについては、スポーツという側面から推進していきたいとも言われております。

町当局にお伺いしますが、町民がみずから健康を維持増進していく手助けとして、地域に多くの健康づくり推進員を配置し、健康体操を初め数多くの楽しいツールで、町民との協働で健康づくり運動を持続的に展開できる、健康づくり推進条例の制定の考えはないか、お伺いいたします。

次に、高齢者虐待実態調査と相談窓口の設置についてですが、平成15年に厚生労働省が行った調査では、虐待を受けている高齢者のうち約1割が生命にかかわる危険な状態であり、約半数が心身の健康に悪影響がある状態となっているなど、その状況の対応の難しさが明らかにされてきました。

こうした中、法律面での措置を含めた制度的な対応が求められていました。こうした状況を受け、高齢者の虐待防止と養護者支援の両面を盛り込んだ、「高齢者虐待防止、高齢者の養護者支援法」が、第163回特別国会で成立、既に施行されております。

この法律は、高齢者虐待の早期発見・早期対応を主眼としており、法律は、身体的虐待や養護の放棄、心理的虐待、性的虐待、財産の無断使用を虐待として定義しております。虐待により高齢者の生命や身体に重大な危険が生じている場合、市町村長に自宅などへの立入調査を認めるほかに、そうした高齢者を発見した施設職員らには、市町村への通報を義務づけております。

法施行後は、各市町村の対応や体制の強化などが求められておりますが、高齢者虐待の早期発見・早期対応のための定期的な実態調査の実施や、孤立させないための相談体制の設置の充実など、高齢者虐待防止に積極的に対応すべきと考えます。法施行後の取り組み対応に

ついてお伺いします。

次に、ボランティア奉仕活動で介護保険料の軽減は図れないかということですが、現在、介護保険料は40歳以上が負担していますが、今後ますますふえるであろう高齢者の社会参加や地域貢献を促し、高齢者自身の健康増進を図ることから、厚生労働省は特別養護老人ホームといった介護施設などにおいても、ボランティア活動をした65歳以上の介護保険を軽減することができるとの見解を都道府県に通知いたしました。これは新聞でも報道されましたが、本町でも県の方から通知が届いていると思います。これから75歳以上を対象とする高齢者医療制度が始まります。高齢者の方の健康増進を図ることは、医療費削減にもつながるのではないかと、高齢者の社会参加、地域貢献を促し、高齢者自身の健康増進を目指すためにもボランティア奉仕活動で介護保険料の軽減は図れないか、お伺いいたします。

次に、認知症と地域支援についてでございます。

高齢化の進展に伴い認知症が急増しております。認知症は発見や確定診断が難しく、正確な実数が把握されていないのが現状であります。厚生労働省の統計によると、2005年では全国に約170万人（65歳以上の6.7%）、2015年には約250万人（65歳以上の7.6%）、2025年には323万人（65歳以上の9.3%）に上回ると推計されております。この数値は、介護を必要になった段階と認定された人数であります。認知症を発症した直後の人や介護保険を申請していない人の数を合わせると、2007年の段階で既に200万人以上の人は認知症を病みながら暮らしていると推測されております。

これまで認知症は特殊なこととされがちでありましたが、これからは、大事な身内や職場仲間、友人、隣人などの中に常に必ずいる可能性が高く、他人ごとではなく自分自身も認知症になり得る時代がやってきたと思います。

従来は、認知症になったら「もうおしまい」「本人は何もわからなくなってしまう、家族や人の世話にならなければならない」「介護は大変」というとらえ方でしたが、最近はこの否定的な考え方を刷新し、認知症になっても「自分らしく生きていく」という本人の声を大切にした新しい支援方法、センター方式の取り組みが広がっております。

センター方式という方法は、認知症の人にしっかりと向き合い、言葉をよく聞き、外見的な姿や問題にとらわれず、本人の内面的な思いや心身の可能性を探り、家族と医療、福祉等の専門家、地域の人々が情報を共有しながら、初期からターミナルまでの継続支援を行っていく方法であります。

この方法で約4カ月間、本人を支援した結果、短期間の間に家族からもとのお父さんの姿がよみがえったと言われております。これは認知症が治ったのではなく、それまでの不適切な支援によってつくられた障害が、適切な支援によって解消。このことから、利用者本位に協働で取り組むことの必要性が示されました。

本町でも今後、すぐれた治療や地域支援体制が整備されても、本人に向き合い、その声を

大切にすする支援がない限り、必要以上に本人の状態を悪化させ、本人と家族の苦悩、本町の財政にも過剰な負担の増大にもつながってくるのではないのでしょうか。

そのためにも、認知症があっても本人が地域の中で暮らし続けていくことを支援する取り組みが必要ではないか。これは従来の医療や介護という専門家中心の取り組みではなく、町民が自分ごととして認知症をとらえ、本人・家族が必要としている日常のちょっとした支援をお互いさまの意識で支えていく、我が町が認知症になっても大丈夫な町としての取り組みも必要だ。

また、何よりも、地域を舞台にすると、認知症の人たちが支援される一方だけではなく、地域を守り、育てることも可能な、地域にとってむしろ貴重な存在になるのではないのでしょうか。例えば、豊かに残している古い記憶を生かして、地元の子供たちに生きた郷土史を教える、たっぷりある時間を生かし散歩して町の安全や子供たちを見守る、防犯パトロールをして活躍する、物忘れゆえにゆっくりしたスピードを生かして、ストレスで傷ついた子供や大人のいやしの手になるなど、認知症の人を社会の問題や負担とするのではなく、人を大切に、人間らしいスローなペースで地域の生活文化の導き手として育てるための取り組みは、認知症の人でも生き生きと暮らせる可能性が高まってくるのではないのでしょうか。このような、認知症と地域支援の取り組みについての考えはないか、お伺いいたします。

次に、本町でもひとり暮らしの生活をされてみえる方がおられます。皆様のほとんどの方が家の中で身の回りのことはほぼやられておられます。自宅周辺なら歩くことができるが、遠くまでは歩くことができず、買い物や役場での手続きが思いどおりになかなかできないなどとお聞きします。

今、注目を集める宅福便が好評でございます。これは、近所の助け合い、支え合いを促進し、豊かな地域社会を目指すユニークな取り組みが、長野県の駒ヶ根市で展開されております。名付けて「こまちゃん宅福便」、宅急便感覚で、いつでも、だれでも、困ったときに気軽に使ってもらいたいと名づけられたそうです。

利用できるのは、日常生活で何らかの支援を必要とする市内在住者で、年齢制限はない。一応、依頼する側を「利用会員」、支援する側を「協力会員」と呼んでおりますが、地域住民がお互いに助け合う事業であることから、ともに同じ「会員」として登録されております。

1歳から98歳までの約700人が会員として登録しておられ、支援の内容は、調理や清掃、洗濯、買い物、犬の散歩、子育て支援（送り迎え、一時預かりなど）、通院などの外出介助、簡単な身の回りの世話など。介護保険では対応できない、庭の手入れや使用していない部屋の掃除など、柔軟なサービス提供が可能で、規制は事実上ないそうです。妻に先立たれ、家のことは何もできない男性が、調理や掃除を希望するケースも多いと言われております。

このように、社会福祉協議会が縁結び役となって、困り事を抱かえる人と手助けする近所の住民を結びつける事業でございます。サービスの利用には、1時間当たり原則としては

800円を支払う。有償だが気兼ねなく利用できる」と好評です。利用件数は年々増加し、年間約6,000件まで拡大しております。

この宅福便、スタートしたのは2002年の5月。議論は2000年4月の介護保険導入時点からあったそうです。社協の職員の間で「介護保険だけで地域の支え合いが本当に成り立つか」「介護保険が導入されることで、逆に地域の支え合いが二の次にならないか」などの意見が出されました。その結果は危惧したとおりであったそうです。「ヘルパーさんが入ったから」「施設に入所したから」と地域住民との関係が希薄になっていったそうです。そうした現実を踏まえ、地域の支え合いを再生・強化していくため宅福便が誕生したそうです。

駒ヶ根市地域福祉コーディネーターの梶田さんは、サービスを提供するのは簡単だが、地域の中で暮らしていくのに何が本当に必要なのかを考えないといけない、宅福便はサービスの提供が目的ではない、住民の善意と善意を結び、地域の支え合いを豊かにしていくのが目的だと言われております。

本町の住民の地域福祉を考える上で重要ではないでしょうか。今後ますます高齢化の時代に入ってくる。介護保険サービスの重要性は言うまでもないが、地域の支え合いを再生・強化していく駒ヶ根市社協の取り組みは、地域福祉を考える上で大きな示唆に富んでいるのではないのでしょうか。本町でも、地域福祉を考える上で、住民の善意と善意を結ぶ宅福便サービスの提供は、地域住民との関係が希薄になりがちな高齢者にとって希望をかなえてくれる取り組みではないでしょうか。宅福便サービスの提供で近所の助け合いを再生・強化させる取り組みはできないか、町当局へお伺いいたします。

以上で質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○民生部長 石原敏男君

それじゃ、私の方から通告に基づきまして、順次お答えさせていただきます。

最初に、健康づくり推進条例の制定についてであります。

町では、高齢介護課と健康推進課の連携で、平成12年度より65歳以上の虚弱閉じこもりがちな方を、介護予防の一環として、地域密着型で、舟入・学戸ふれあいプラザで健康チェック、ストレッチ、体力測定、歯磨き指導、手芸などを月2回で、保健師、看護師、理学療法士、健康づくりリーダーなどで実施しております。

町全体を対象としては中央公民館で、転倒リスクの高い高齢者に対し、7回シリーズで同様なことを行っております。

実施している地区で自主的に活動できるようになることが次に広がる大きな軸になると考えております。舟入ふれあいプラザではそういったパワーが一步步出始めているところでございます。

自主活動につなげていくためには、健康づくりにかかわるリーダーの養成が最もよい方法の一つであり、県が主催する健康づくりリーダーの養成講座のアピールも今後検討していき

たいと考えておりますので、条例制定までは今のところ考えておりません。

次に、2問目の高齢者虐待相談窓口の実態調査でございます。

従来、福祉課で対応しておりましたが、高齢者に関することはこの7月から高齢介護課が引き継ぎ、事務分掌でも明確にされておるところでございます。また、従来どおり蟹江町の地域包括支援センターなどでも窓口対応を行っております。しかしながら、住民に対する広報等につきましてはさらに努力を行い、相談はもとより事例対処に努めてまいるところでございます。

定期的な実態調査等に関しましては、厚生労働省の調査を1回行っておりますが、地域ケアマネ会議等を通じて関係者の協力を得て取り組んでまいりたいと思います。

また、今後ともご協力のほどをお願いしたいと思います。

3番目のボランティア活動で介護保険料の軽減をでございます。

今後の大量退職者による高齢者増は大きな問題であります。退職後のボランティア活動などに関心をお持ちの方も多くなってくることを考えております。こういった方にボランティアに関しての情報提供を行い、生きがい活動と健康管理に役立てていただくことは重要な施策であります。社会参加としての福祉施設のボランティアの受け入れに関しては、カリヨン福祉会で行われております。そのお手伝いいただく内容は、施設の状況により変動しますので、詳しくは施設へ直接お尋ねいただきますようお願いをしたいと思います。

肝心のボランティア活動を例えばポイントによって介護保険料を軽減することですが、その活動内容が多岐にわたり、どういったポイント制度がふさわしいのか、換算方法、時期、繰り越し等さまざまな問題が考えられますので、今後とも情報収集に努め、研究してまいりたいと考えております。

次に、4点目の認知症と地域支援についてでございます。

認知症の人が住みなれた地域で生き生きとした生活を行うことは、議員のご指摘のとおりと考えております。こういった取り組みの一つとして認知症サポーター、それからキャラバンメイトの養成が順次行われております。

この生活応援者である「認知症サポーター」と養成講師となる「キャラバンメイト」は、全国で平成19年3月末現在で1万1,157人が登録され、サポーターとしては16万2,424人となっております。町内での取り組みとしましては、8の方が受講されていることになっております。今後ともこういった制度の広報を行い、応援者の増加に努めてまいります。

また、地域包括支援センターを中心に、各種講習会なども開催されておりますので、またこの辺のところもPRをしていきたいと考えております。

最後でありますけれども、宅福便のサービス提供であります。

援助会員、利用会員相互が社会福祉協議会に登録して助け合う有償ボランティアとして取り組まれている活動であります。

介護保険以外でのさまざまな雑用をこなすために、当町では軽度生活援助制度がありますが、残念ながらご利用の方がなく、町としても一層の広報を行う必要があると感じております。当町の制度を補完する意味でも、駒ヶ根市の例を参考に社会福祉協議会にも働きかけ、研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。ありがとうございます。

ちょっとお聞きしたいんですけれども、今、健康づくりということで推進条例の制定はということでお話ししたんですけれども、条例は考えていないということなんですけれども、先ほど健康づくりのリーダーのアピールはしていきたいというお話がありましたが、今、弥富市の方では県の方から呼んで、健康リーダーの推進を図って、学習会図ってみえるわけなんですけれども、これはお金がかかることなものですから、非常に大変な部分あるわけなんですけれども、県の方のは無料でやっているわけなんです。これはもう前から私もしょっちゅう言っておるわけなんですけれども、これしっかりアピールして、今もう既に勉強してみえる方もあるわけなんですけれども、しっかり取り組んでいただきたいなど、このように思います。これは要望しておきます。

それと、虐待に関する件でございますけれども、今、虐待に対して、確かに蟹江町としてはまだそんな大きなものは起きていないわけなんですけれども、やっぱり回っていくいろんな、特に生活にかかわる相談が多いわけなんですけれども、そうした中、まだ虐待まではいかないけれども、そうしたお話もちょこちょこ聞くものですから、役場の方にも相談に行くようにと促しておりますけれども、なかなか、今回、役場の方も窓口がちょっと変わって、非常に相談もしにくいというようなお年寄りの方もよく聞くわけなんです。だから、そういう面では本当に、どうか、虐待の実態調査ということも、これは定期的にやっただき、ただ実態調査じゃなくして、本当に、既に蟹江町もそういうような訪問はされているわけなんですけれども、相手の心の中に、やっぱりひざ詰め、じっくらと聞いてあげられるような、そういう体制、相談体制を行っていただきたいと思うんです。ただ、上っ面だけでなくして、相手の気持ちは今どうなのかという、本当にそういう次元まで下げていただいて、きちとした実態を、相談をしてあげたいな、聞いていただきたいなど、このように思うわけなんです。

それが、やっぱりなされていかないと、このままほかっていくと、先日も——きのうですかね、きのう、おとといですね、生活に不安を感じている人が69%もあるということ、内閣府の調査でも発表されております。非常に、こういったことがやっぱりこれから出てくると、やっぱりそういった虐待の方向にもつながってくる部分が出てくるんじゃないかなと、このように思うわけなんです。そういった面では、どうか、家庭訪問もされておるわけなん

ですけれども、きちっとひざ詰め、相手の気持ちになって話を聞いてあげられるような体制を図っていただきたいなど。

それと、役場の——関連しますので——窓口の方も非常に今度いろいろと機構も変わりがまして、本当に4月1日より受付窓口が2カ月がたったわけなんですけれども、役場に見えるお年寄りの方は特にわかりづらいと。今までここにあったのが、何か変わってしまったんだなというような感じで、なかなか窓口に行きにくいということもお聞きします。そういった面では、お年寄りや住民の方が安心して受付窓口に行き相談ができるような体制をきちっと、表示ももうちょっと、白と黒のあれだけでなくして、色をまぜてもええですので、どうかもっとわかりやすいようなカウンターにしていきたいなど、このように思いますので、この点はどのように考えてみえるのか、ちょっとお聞きいたします。

まずその2点、よろしく申し上げます。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

虐待の件でいろいろ対応はしておるけれどももっと深く住民の目線に立ってやっていただけないかというようなお言葉でございます。

私どもとしましては、いろいろな機会を通じて、いつも申し上げることでございますけれども、地域ケア会議ですとか、そういうようなところで町内の事業者さん、ケアマネジャーさん、そういうような方がおいでです。一部町会の方も中にはお見えでございますけれども、そういうような方も通じまして、できる限りの啓発を行っておりますし、地域包括支援センターさんが、当初は認知症の方を対象に、そのご家族の方に対する対応の仕方ですとか、そういうようなことの講習もやっております。

あと、今現在はそれを超えまして口腔、お口の中の健康ですとか、食べるための、楽しみの一つである食についての講座ですとか、転倒予防とか、そういうようなことも定期的に行っておるところでございます。

そういうような機会を通じまして、調査に行っていただくような方も十分、その方に対しましてお話をお聞きし、やっていただくようにということは言っておりますし、主に健康推進課の保健師さん、そういうような方が行っていておられますので、できる限りのことはやっておるつもりでございますが、なお一層住民の目線に立って、その方の本当の姿を見せていただけるような対応をさせていただきたいと思っております。

ですから、こういったようなこと、あと窓口の関係につきましても、確かにカウンターに向き合わないとよく看板が見えないというのはございますので、課の表示だけでなく、通路から、どういったところがあるのかという、そういうようなことも含めまして一層努力させていただきたいと思っておりますので、今後ともいろいろご指摘いただきますようお願いいたします。

ありがとうございます。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

今、次長の方から話ありましたけれども、何かちょっとまだ納得できないような感じなんですけれども、非常にこれは大事なことです。やっぱり私たちが回っていく中に、きちっとお話を聞いてあげると相手も納得されますので、やっぱりできれば次長もたまにはそういう方と一緒にいって話を聞かれるのも大事じゃないかなと思うんです。そうすると状況がよくわかりますので。今後ともよろしく願いいたします。

それと、最後に町長さんの方にお聞きしたいんですけれども、特に認知症と地域支援ということ、特に認知症の方は今までも言ってきたわけなんですけれども、非常に、これからどんな方でも認知症というのは、可能性は、私もどうなるかわからないわけなんですけれども、先のことは、そういう意味でこれから大事なことだと思うわけなんです。それで、先ほどもお話ししましたように、地域でこうした認知症の方が乱舞できるような、本当にスローなペースでも結構ですので、もっとお互いがこう助け合って、本当にみんなで蟹江町の中で同じように生活をし、また営んでいく中で、本当にこうした認知症の人が少しでも軽くなるような施策をやっぱり考えていかなければいけないなと思うわけです。

そういう意味では、今回、協働のまちづくりということで今進められておると思うわけなんですけれども、こうした認知症の方の地域での取り組みということも今後大事だと思いますので、こうしたお考えはないのかなのか、ちょっとお聞きしたいなど、このように思いますので、よろしく願いします。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えを申し上げます。

的確な答えができるかちょっと不安ではありますが、実を言いますと、私ごとではありますが、私の母も先般死去をいたしました。その際、半年ぐらいになりますが、やっぱり認知が実は出ました。自分の身内だけには認知は出ないというのは、皆様もそういうお心はお持ちだと思っただけですね。でも、現実には認知症の家族を持ったときの気持ちというのは、これはもう私が想像だにできなかったいろんな状況が実は起きてまいります。そして、ご存じのようにそれに対処する特効薬はありません。

ただ、一つ言えることは、例えばグループホーム等々に通ってみえる軽度な認知症の方は、会話をすることによってやはりこれはいやされるという結果は出ているのは事実であります。しかし、これはそういう施設が蟹江町にあるかということ、あるはあるんですが、非常に数に限られております。それから、地域密着型の施設も蟹江町の方にもございますが、これにもスペースも限りがあります。今まさに松本議員がおっしゃったように、地域が認知症の方と一緒にサポートができるような、そんなものがあれば本当にすばらしいなと思っておりますし、ただ非常に、言うは簡単ですが行うことに関しては非常に難しい問題があると思

います。

それはどうしてかといいますと、先ほどの窓口の対応もそうでありますが、先ほど来問題になっております個人情報の問題であります。蟹江町の窓口の体制も、今、次長がお答えしましたが、今後、若干カウンター式であるというのがどうしてもコミュニケーションがとりづらいのかな、ある役場へ行きますと、今は、いつも平素職員とお話をしておるんですけども、座って、同じ目線で話ができると、もうそれだけでも全く違うという、そういう感じも受けます。

しかしながら、構造上、若干それはできないという問題がありますし、今、蟹江町も住民相談コーナーをつくったというのはご存じだと思います。これももっとわかりやすいところにきちっとアピールしなければいかんのかなと、そんな今反省をいたしておりますが、そういうことも含めまして、地域とともに、認知症だけではなく、いわゆる障害を持った方、いつも私が口をいたしております、障害者、健常者が一つの視線で活動できるノーマライゼーションの町という、こういう宣言ができればいいのかなと、そういうことも含めてこれからも一生懸命考えてまいりますので、また、お力添えをいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長 菊地 久君

以上で松本正美君の1問目の質問を終わります。

松本正美君の2問目「電子自治体の構築について」を許可をいたします。

(「時間はええでしょうか」「長いか」の声あり)

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。ただいまより通告書に従いまして電子自治体の構築について質問をさせていただきます。

質問は短いので、よろしくお願いいたします。

電子自治体の構築について。

1番目に、新電子自治体についてお伺いいたします。

本年3月、総務省は「2010年までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現」することを目標とした、新電子自治体推進指針(案)を公表いたしました。

各自治体では、平成15年8月に策定された電子自治体推進指針を踏まえて、基盤整備と行政手続のオンライン化を推進してきたところであります。本町においても電子自治体の実現に向け、行政改革推進プランの中で検討推進されているところでございます。

日進月歩の電子化の流れと自治体を取り巻く環境の変化、さらには町民の視点と費用対効果の観点から、電子自治体そのものが利便性・効率性・そして活力を実感できるものとするのが大きな課題であります。

新電子自治体推進指針では、今後の重点的取り組み事項の選定など、各項目に目標と指標

を設定して、フォローアップと施策展開へのフィードバックを期待しております。

総務省は、新たに電子自治体推進指針を示して、電子自治体への取り組みを促しているが、地方公共団体における情報システムの効率的、効果的な構築や見直し、ITコストの縮減などをどのように図っていくのかは重要な課題であります。

本町の今後の電子自治体の構築の取り組みについてお伺いいたします。

2つ目には、グループウェアの機能は駆使されているのかについてお伺いいたします。

グループウェアの機能は、職員間の連絡や三役のスケジュールの確認、電子掲示板、電子会議室、公用車予約、役所内施設の会議室の予約、相談や苦情供覧、決裁、イベント開催掲示、電子メールで職員間のコミュニケーションを図るためのツールであります。使いこなすと大変有用であります。事実、稼働してからは、職員の多くは大変便利になったという声も聞かれております。

しかし、庁舎内のLGWANの機能は、ただ単に職員間のコミュニケーションを図るためのみにあらず、本来の目的である電子自治体を目指さなければなりません。

本町では、文書管理システムの電子決裁による決裁時間の短縮が検討されておりますが、電子決裁機能はいつ稼働させるのか、お伺いいたします。

そして、グループウェア機能の現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

3つ目に、電子入札制度の導入についてでございます。

一般的に行われているのは指名競争入札、随意契約であるというの現実であります。この指名競争入札がまず談合の温床になっており、さらに、随意契約が腐敗と既得権益を生むと言われており、各自治体では、入札制度の改革によって競争原理を働かせ、電子入札の導入によって談合防止を図っているところがふえ、先進自治体では確実に落札価格が下がり、成果を上げております。

本町でも、電子入札については、平成20年4月より建設関係のみ実施予定に向け取り組みが推進がされております。

電子入札制度を導入することで談合の温床である指名競争入札制度の廃止も視野に入れた今後を見直し、競争入札のさらなる機能促進に努め、電子入札化を進めることが入札改革につながるのではないかと、お伺いいたします。

4つ目でございますが、電子自治体のICタグの導入による町立図書館の蔵書管理と新情報を検索するサービスの導入は。

あらゆる場所でICタグが見られるようになりました。ICタグは1ミリ以下のICチップを搭載したタグ「荷札」のことで、ユビキタス社会の主角と言われております。

ICには情報を保存することができ、搭載をしたアンテナを通じてリーダーやライターで情報を読み書きすることができます。ICタグはバーコードの次世代版として紹介されることが多く、ICタグとバーコードの違いは保存できる情報量の差であります。バーコードが数十

けたの情報を保存するのに対して、I Cタグは数千けた以上の情報を保存できるとされており、また、I Cタグは情報を読ませるだけでなく、書きかえることも可能で、繰り返し使えることでさまざまな応用が考えられます。

利点は大きく分けて3点あり、1つは省力化、2つは盗難防止、3つは市民サービスの向上であります。省力化については、3つ目の市民サービスの向上とも関連しますが、自動貸し出し可能となり、24時間開館も可能になります。また、棚卸し作業にも威力を発揮いたします。

2点目の盗難対策については、盗難による不明本が内部犯以外は皆無になります。本町の図書館にも盗難防止のセンサーが稼働していますが、それでも年間では、わずかですが不明本が出ると聞きます。また、盗難防止のセンサーは、他の物にも反応チャイムが鳴ることもあり、町民にご迷惑をかけることもあるとお聞きします。適正管理と町民サービスの向上に向けて、図書館にI Cタグの導入で蔵書管理はできないか、また、本町の住民の皆様からは、利用しやすい図書館として、図書館内に情報を検索するためのノートパソコン導入で利用者が自由に使えるサービスの展開はできないかと要望をいただきます。2点の取り組みについてお伺いいたします。

以上で質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長 菊地 久君

簡潔明瞭に。

○総務部長 坂井正善君

はい、わかりました。

それでは、電子自治体の構築について、大きく分けて4点のご質問をちょうだいいたしました。

私の方からは、質問3番までを答弁をさせていただきます。なお、一番最後の4番目につきましては、教育次長の方から答弁をいたしますので、あわせてお願いを申し上げます。

まず、質問1、新電子自治体について。

その中で本町の今後の電子自治体の構築の取り組みについてのご質問でございます。

これにつきましては、ただいま議員ご指摘のとおり、本年3月に総務省から新電子自治体推進指針が示されました。町といたしましては、かにえ電子自治体として進めてきたところでございますが、この指針の中、これは2010年までに今後の重点的な取り組み事項として取り上げられております行政サービスの高度化、行政の効率化並びに簡素化などの取り組みについて、費用対効果並びに効率性を考慮しながら今後進めていきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願いを申し上げます。

質問2、グループウェア機能は駆使されているのか。

まず、1つ目の電子決裁機能はいつ稼働させるかということでございます。

議員もご存じのとおり、ただいま財務会計システムの電子決裁機能については、昨年から既に全課で運用をしているところでございます。

それに加えて、ただいま文書管理システムの電子決裁機能について、これは紙文書と電子文書の一元管理ということでございますけれども、これを本年6月から企画情報課において先行的に運用を実施しているところでございます。今後はこの運用の状況を見ながら、なるべく早い時期に全課にまで拡充していきたいと、このように考えている次第でございます。

2つ目のグループウェア機能の現状と今後の取り組みについてでございます。

現在、「蟹江町ポータル」のグループウェア機能を利用しているわけございまして、具体的には、電子メールや電子掲示板の利用、また、スケジュール管理として職員のスケジュール予約や会議室、それから公用車等の利用予約でございます。また、他の職員への作業依頼や備忘録としての登録機能を利用しておるところでございます。今後もこの機能の利用により種々の情報を共有し、事務の効率化を図っていきたいと、このように思っている次第でございます。

質問の3点目であります。電子入札制度の導入についてでございます。

これは個々の自治体においてその内容、導入時期に若干の差異はあるわけでございますが、2年ほど前から愛知県を初め県内各自治体において電子入札制度の導入に向け準備が進められております。蟹江町としても平成20年4月からの導入を予定し、ただいま準備を進めているところでございます。

なお、この方法によりますと、現在行われております「入札日に指定の場所に業者が集まり、入札書を提出している方法」がインターネット上で行われるようになり「役所のパソコン上に各社からの入札書が届けられる方法」にかわるということでございます。発注者も入札者も事務所の机にいながらにして入札手続をすることができ、これも事務の簡素化につながるというふうに考えているところでございます。

また、議員が申されておりますような談合防止の件においても、従来のように同業者が一堂に会することなく、談合がしにくくなるなどの効果も期待されておりますが、これにつきましては、今回の電子入札制度の導入とは別に、今後検討の中で一般競争入札、それから条件つき、それから指名競争入札といった、こういった入札形態を議論しながら検討していく問題と認識しておるわけでございます。

以上でございます、私からは。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

4つ目の質問でございます。

まずは、ICタグの導入の関係でございます。

議員が言われますように、ICタグについては、情報量が非常に多くて、バーコードの次世代版ということで、図書館の方でも注目されております。

図書館を建て直す場合や新築するような場合、そういうような場合はＩＣタグを使ってという、そういう市町村が結構多いと聞いております。このあたりでは、昨年、稲沢市の中央図書館がこのＩＣタグを使ってオープンしております。このＩＣタグにすれば利用者が自分自身で貸し出し、返却ができますし、窓口業務が今よりスピーディーになる、そういうことも当然考えられます。また、そういうことからすると、図書館にとっても当然プラスになるかと思っておりますけれども、ただ、今すぐにといいわけにはやはりいかないと思っております。

その理由としましては、経費がやはり相当かかります。切りかえ期間といいますか、そういうのにも相当なやはり期間がかかってまいりますし、今現在、蟹江町の図書館では磁気テープを使っておりますけれども、貸し出し、返却についてもスムーズに行われておると思っておりますし、また、ご存じのように、図書館の玄関入ってからすぐのところにＢＤＳといまして、盗難防止の装置もついております。その装置をつけていることによって、不明の本といいますか、そういうのも本当にわずかな本で、私どもの図書館では済んでおりますし、そういうことからすると、今すぐにＩＣタグを導入ということは考えてはおりません。

ですから、現在のシステムをもって今後とも利用者の皆さんに満足をしていただけるよう、温かい窓口サービスを行っていただけると、そんなふうに思っています。

それから、ノートパソコンの導入の関係でございますが、最近ではインターネットの利用も家庭で相当整備されているということもありますし、図書館でのパソコン使用については、そういうことからちょっと消極的なことも考えておりましたけれども、ただ、情報社会の一端といいますか、そういうのも図書館は当然担っておるということで、印刷情報ということだけじゃなくて、やはりこういう電子情報も提供していく、そういう時代なのかなと、そんなふうに思います。

そういうことで、今、図書館のパソコンを置ける場所というのは、どこにしたらいいのか、現状ではちょっと難しいというところがありますので、その辺の、置ける場所等も検討させていただいて、今後考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。ありがとうございました。

初めに、要望ですけれども、今先ほどＩＣタグ、図書館には導入はちょっと大変だと、経費がかかるということですが、本当にこれから情報化社会ということで、また、電子自治体が求められておるわけなんです。本当に町民の視点と費用対効果の観点から考えても、利便性、効率性、活力ある実感のできる町をつくっていく意味でも、こうしたＩＣタグというのは必要になってくるんじゃないかなと。また、新書だとか、新しい本が出たときに、ＩＣタグがあると、どこにどういう新書が出たとか、そういったことも可能になってきますの

で、これからの時代にぜひまたこういうことも考えていただきたいなど、このように要望いたします。

最後に、町長にお聞きしたいんですけども、先ほどグループウェアの機能を駆使されているかということとちょっと部長の方からもお話がありましたけれども、本町でも町のホームページに住民の意見を投票したり、パブリックコメント、電子メールなどを受け取る仕組みは用意されておると思いますが、その情報を有効活用するための取り組みは十分に生かされておるのかどうか。

そしてまた、町長あてに町政について皆様からの要望、意見とか来るとは思いますが、町民のニーズを的確に理解することは行政と町民のギャップを少なくし、より満足度の高い地域へ育てていくための足がかりになるのではないかなど、このように思います。

今、民間企業におきましては、顧客のニーズをとらえるということで、手法としてカスタマー・リレーションシップ・マネジメントという、ちょっと横文字ですけども、そういう手法が使われているわけなんです。これは、ホームページやEメールを有効活用して集められた情報をコンピューターで分析することで、人力では把握困難なニーズを短期間かつ低コストで分析をするための手法でございます。このような、戦略的にITを活用した町民ニーズをとらえる手法、また、本町に生かされるようなこうした手法は、町長のお考えはないかどうか、ちょっとお聞きしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えをいたします。

ITと聞きますと、いい思いをされてみえる方ばかりではないというのは蟹江町の議員の皆様方はお持ちであります。私も蟹江町議会の一員として大変嫌な思いをした一人でもあります。この蟹江町ポータルを構築させていただきましたのは、当然、職員間のいわゆるLANの構築、それから財務会計の簡素化、それからスケジュール、それからデータの一元化も含めてのシステムであります。大変安価にできましたことは皆様もご承知おきをいただいております。ただ、ここから、先ほど言いましたような情報の共有化を含めまして、例えば蟹江町の内外にほかの方法でいろんなデータを発信をする、これはもう大変必要なことでありますし、るる議員からご指摘をいただいておりますホームページの更新等々についても、これはもう一部アウトソーシングを今行っておりますけれども、今後は、来年度からはできる限り蟹江町で自庁処理ができるような、そんなスキルアップをした職員を配置をしたいなどというふうに今、現実に考えております。それと、再三再四、一部議員からのご指摘を賜りました出勤簿のことにつきましても、今回補正をお願いをし、このシステムを構築していくわけです。

ただ、ご存じのように、システムを構築するということは、イコール歳出が膨大な歳出がかかるということも当然ついているわけです。リスクをできるだけ小さくして大きな

効果を得られたいというのが、まさにこれからの自治体の与えられたことでありますので、今後、最小限のシステム開発というのか、システムを採用させていただきますが、ただ、コストとの相談でありますので、先ほど言われました今後の新たなIT戦略についても、また皆様方にお示しをしたいというふうに思っておりますし、できることから順番にやっていければありがたいというふうに思っております。

図書館のことも含めまして、まずホームページから一番使いやすい図書館の情報を得ていただく、これがまず肝心でありますし、それが蟹江町の皆様方に周知いただければ、今度はノートパソコンを入れまして、中でまた検索システムも構築していけばいいのかなど、順次進めていければと、そういうように思っておりますので、何とぞご理解をいただきたいと思えます。

○議長 菊地 久君

いいですか。いいですね。

○1番 松本正美君

1番 松本正美です。ありがとうございました。

どうか今後とも電子自治体に向けて頑張って取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 菊地 久君

以上で松本正美君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

(午前10時45分)